

## 令和2年第7回高松市議会定例会提出予定議案

### 1 令和2年度高松市一般会計補正予算（第8号）

現計予算額	218,968,044千円
補正額	163,601千円
補正後	219,131,645千円

### 2 令和2年度高松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

現計予算額	45,040,449千円
補正額	22,949千円
補正後	45,063,398千円

### 3 令和2年度高松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	6,277,394千円
補正額	3,080千円
補正後	6,280,474千円

### 4 令和2年度高松市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	41,388,045千円
補正額	23,522千円
補正後	41,411,567千円

### 5 令和2年度高松市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	354,597千円
補正額	0千円
補正後	354,597千円

### 6 令和2年度高松市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

現計予算額	13,545,103千円
補正額	2,970,000千円
補正後	16,515,103千円

### 7 令和2年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	598,388千円
補正額	3,787千円
補正後	602,175千円

8 令和2年度高松市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	609,763千円
補正額	0千円
補正後	609,763千円

9 令和2年度高松市病院事業会計補正予算（第4号）

現計予算額	11,276,539千円
補正額	20,002千円
補正後	11,296,541千円

## 10 高松市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

〔公布の日から施行〕

市長等の市に対する損害を賠償する責任について、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときにはその一部を免責させるため、制定するもの

- (1) 条例の趣旨について定めるもの
- (2) 損害賠償責任の一部免責について定めるもの

## 11 高松市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例等の一部改正について

〔R 3. 1. 1から施行〕

高松市市税条例に準じて、延滞金の割合の特例を見直すため、改正するもの

- (1) 高松市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例について、高松市市税条例に準じ、延滞金に係る特例について、所要の規定整備をするもの
- (2) 高松市国民健康保険条例について、高松市市税条例に準じ、延滞金に係る特例について、所要の規定整備をするもの
- (3) 高松市下水道事業受益者負担に関する条例について、高松市市税条例に準じ、延滞金に係る特例について、所要の規定整備をするもの

## 12 高松市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

〔公布の日から施行〕

いじめ防止対策推進法の規定による、高松市いじめ問題再調査委員会を設置するため、制定するもの

- (1) 高松市いじめ問題再調査委員会条例の制定
  - ア 設置について定めるもの
  - イ 所掌事務を定めるもの
  - ウ 組織について定めるもの
  - エ 委員長について定めるもの
  - オ 会議について定めるもの
  - カ 調査の権限を定めるもの
  - キ 守秘義務について定めるもの
  - ク 庶務について定めるもの
  - ケ 委任について定めるもの
- (2) 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
  - ア 再調査委員会委員の報酬及び旅費額を定めるもの
- (3) 高松市いじめ問題調査委員会条例の一部改正
  - ア 所要の規定整備をするもの

## 13 高松市新型コロナウイルス感染症対策利子等補給基金条例の制定について

〔公布の日から施行〕

新型コロナウイルス感染症対策として経営の改善及び安定のための事業資金への融資を受けている中小企業者に対する利子及び保証料の補給の財源として活用する高松市新型コロナウイルス感染症対策利子等補給基金を設置するため、制定するもの

- (1) 設置の目的について定めるもの
- (2) 基金の額について定めるもの
- (3) 基金の管理について定めるもの
- (4) 運用益金の処理について定めるもの
- (5) 繰替運用について定めるもの
- (6) 処分について定めるもの
- (7) 委任について定めるもの
- (8) この条例の失効日を令和8年3月31日とするもの

## 14 高松市学校条例の一部改正について

〔R 3. 4. 1から施行〕

高松市立鶴尾中学校の廃止に伴い、改正するもの

### (1) 高松市学校条例の一部改正

ア 学校の名称及び所在を定める表から高松市立鶴尾中学校の名称及び所在を削るもの

### (2) 高松市学校給食共同調理場条例の一部改正

ア 共同調理場の名称及び所在を定める表から高松市立鶴尾学校給食共同調理場の名称及び所在を削るもの

## 15 公の施設の指定管理者の指定について

高松市男女共同参画センターの管理を行わせる指定管理者を指定するもの

### (1) 指定管理者 特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット

### (2) 指定の期間 R 3. 4. 1～R 8. 3. 31

## 16 公の施設の指定管理者の指定について

高松市松島コミュニティセンター等の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

### (1) 指定管理者

施設名	指定管理者
高松市松島コミュニティセンター	松島地区コミュニティ協議会
高松市花園コミュニティセンター	花園地区コミュニティ協議会
高松市築地コミュニティセンター	築地地区コミュニティ協議会
高松市新塩屋町コミュニティセンター	新塩屋町地区コミュニティ協議会
高松市四番丁コミュニティセンター	四番丁コミュニティ協議会
高松市二番丁コミュニティセンター	二番丁地区コミュニティ協議会
高松市日新コミュニティセンター	日新地区コミュニティ協議会
高松市亀阜コミュニティセンター	亀阜校区コミュニティ協議会
高松市栗林コミュニティセンター	栗林校区コミュニティ協議会
高松市鶴尾コミュニティセンター	鶴尾校区コミュニティ協議会
高松市太田コミュニティセンター及び高松市太田中央コミュニティセンター	太田地区コミュニティ協議会
高松市太田南コミュニティセンター	太田南地区コミュニティ協議会
高松市木太コミュニティセンター、高松市木太南コミュニティセンター及び高松市木太北部コミュニティセンター	木太地区コミュニティ協議会
高松市屋島コミュニティセンター、高松市屋島西コミュニティセンター及び高松市屋島東コミュニティセンター	屋島地区コミュニティ協議会

施設名	指定管理者
高松市古高松コミュニティセンター及び高松市古高松南コミュニティセンター	古高松地区コミュニティ協議会
高松市前田コミュニティセンター	前田校区コミュニティ協議会
高松市川添コミュニティセンター	川添地区コミュニティ協議会
高松市林コミュニティセンター	林地区コミュニティ協議会
高松市三谷コミュニティセンター	三谷地区コミュニティ協議会
高松市仏生山コミュニティセンター	仏生山地区コミュニティ協議会
高松市多肥コミュニティセンター	多肥地区コミュニティ協議会
高松市一宮コミュニティセンター	一般社団法人一宮地区コミュニティ協議会
高松市川岡コミュニティセンター	川岡校区コミュニティ協議会
高松市円座コミュニティセンター	円座校区コミュニティ協議会
高松市檀紙コミュニティセンター	檀紙地区コミュニティ協議会
高松市弦打コミュニティセンター	弦打校区コミュニティ協議会
高松市鬼無コミュニティセンター	鬼無地区コミュニティ協議会
高松市香西コミュニティセンター	香西地区コミュニティ協議会
高松市下笠居コミュニティセンター	下笠居地区コミュニティ協議会
高松市女木コミュニティセンター	女木地区コミュニティ協議会
高松市男木コミュニティセンター	男木地区コミュニティ協議会
高松市川島コミュニティセンター	川島校区コミュニティ協議会
高松市十河コミュニティセンター	十河校区コミュニティ協議会
高松市東植田コミュニティセンター	東植田校区コミュニティ協議会
高松市西植田コミュニティセンター	植田校区コミュニティ協議会
高松市川東コミュニティセンター及び高松市東谷コミュニティセンター	NPO法人川東校区コミュニティ協議会
高松市塩江コミュニティセンター	塩江地区コミュニティ協議会
高松市庵治コミュニティセンター	庵治地区コミュニティ協議会
高松市浅野コミュニティセンター	浅野校区コミュニティ協議会
高松市牟礼コミュニティセンター及び高松市大町コミュニティセンター	むれコミュニティ協議会
高松市大野コミュニティセンター	大野校区コミュニティ協議会
高松市香南コミュニティセンター	香南地区コミュニティ協議会
高松市国分寺北部コミュニティセンター	国分寺北部校区コミュニティ協議会
高松市国分寺南部コミュニティセンター	国分寺南部校区コミュニティ協議会

(2) 指定の期間 R3. 4. 1～R8. 3. 31

**17 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市木太北部会館の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 木太地区コミュニティ協議会
- (2) 指定の期間 R 3. 4. 1～R 8. 3. 31

**18 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市浅野児童館の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 浅野校区コミュニティ協議会
- (2) 指定の期間 R 3. 4. 1～R 8. 3. 31

**19 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市食肉センターの管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 高松食肉事業協同組合
- (2) 指定の期間 R 3. 4. 1～R 8. 3. 31

**20 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市立玉藻公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 香川県造園事業協同組合
- (2) 指定の期間 R 3. 4. 1～R 8. 3. 31

**21 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市健康増進温浴施設の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 シンコースポーツ・四電ビジネスグループ
- (2) 指定の期間 R 3. 4. 1～R 8. 3. 31

**22 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市立りんくうスポーツ公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 公益財団法人高松市スポーツ協会
- (2) 指定の期間 R 3. 4. 1～R 6. 3. 31

**23 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市立高松駅前広場地下駐車場ほか3駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 シンボルタワー開発株式会社
- (2) 指定の期間 R 3. 4. 1～R 8. 3. 31

## 24 公の施設の指定管理者の指定について

高松市立峰山公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 香川県造園事業協同組合
- (2) 指定の期間 R3. 4. 1～R8. 3. 31

## 25 公の施設の指定管理者の指定について

高松市立中央公園ほか30公園等の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 香川県造園事業協同組合
- (2) 指定の期間 R3. 4. 1～R8. 3. 31

## 26 女木辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき定めた女木辺地に係る総合整備計画の一部を変更するもの

- (1) 高松市女木超高速通信網整備事業を実施するため、議会の議決を求めるもの

## 27 工事請負契約について

香東中学校校舎等改築工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 1,716,000,000円
- (3) 契約の相手方 谷口・木村・坂井特定建設工事共同企業体

## 28 工事請負契約について

香東中学校校舎等改築に伴う電気設備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 197,244,300円
- (3) 契約の相手方 大一電気工業株式会社

## 29 工事請負契約について

香東中学校校舎等改築に伴う機械設備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 182,600,000円
- (3) 契約の相手方 雉鳥工業株式会社

### 30 議決の変更について

平成27年12月21日に議会の議決を経た指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの

高松市川東児童館

- ・指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

↓

平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

### 31 議決の変更について

平成27年12月21日に議会の議決を経た指定管理者の指定について、指定の期間を変更するもの

高松市立中央駐車場等

- ・指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

↓

平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

### 32 路線の認定について

寄附採納に伴い、市道13路線を認定するもの

- ・菖蒲野嵯峨野線ほか12路線